

伊丹市職員の旧姓使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続き等について定める。

(旧姓使用の申請及び承認)

第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、旧姓使用承認申請書（様式第1号）により行うものとする。

3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、旧姓使用承認書（様式第2号）により当該職員及び所属長に通知するものとする。

(旧姓を使用する範囲)

第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。

- (1) 公権力の行使に関わる場合
- (2) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合
- (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合
- (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合
- (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合

(人事異動等の場合の取扱い)

第4条 任命権者は、旧姓使用の承認を受けた職員を人事異動等により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用通知書（様式第3号）により通知するものとし、また同一任命権者の事務部局の中で配置替えしたときも、同様に新所属の長に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該職員は、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。

(旧姓使用者の責務)

第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。

(旧姓使用中止の申請及び承認等)

第6条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、旧姓使用中止申請書（様式第4号）により行うものとする。

3 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、旧姓使用中止承認書（様式第5号）により当該職員及び所属長に通知するものとする。

4 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。

（他団体等への派遣職員の適用除外）

第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項で必要なものについては、各任命権者が定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日の前に戸籍上の氏を改めた職員は、平成14年8月31日までの間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。